

2010.11.11

第2回都市型公設事務所全国交流集会に参加して

岡山弁護士会 会長 河村 英紀

本年6月12日(土)、大阪で開催された第2回都市型公設事務所全国交流集会に執行部から私と佐々木基彰副会長及び公設事務所支援委員会の吉岡康祐委員長が参加しました。上記交流集会の参加については、榎本副会長から執行部が参加するのは当然のことであるかのように言われていたので、他会からもさぞかし多くの執行部が参加しているものと思い会場に赴いたところ、出席者名簿を見てびっくり。どこを見ても執行部が参加している単位会は全くないではありませんか。私と佐々木副会長は異にはめられたと思いましたが後の祭りでした。しかしながら帰ったら榎本をボコボコにしてやろうと思いつつ、今年度の執行部は常にプラス思考であり、全国の都市型公設事務所の実態、問題点、課題を貪欲に吸収しようと心に決めたと次第であります。

ところで、今回は同交流会のテーマは「交流から連携へ」に設定され、各地の都市型公設事務所の連携の在り方、持続可能性の条件を明らかにするとともに5つの分科会に分かれ熱心に討議がなされました。私自身は吉岡委員長とともに財政問題分科会に参加させていただきました。

同分科会では、各地の都市型公設の過払い報酬事件が激減した後の厳しい実情が生々しく語られ、財政健全化のための対応等、実業モデルが討議されると同時に、会内の民業圧迫論にどのように対処するかについても熱心に討議されました。この点、岡山パブリックは財政面では現在会に負担をかけることなく独立採算であり、他の都市型公設に比べまさに優等生ですが、今後の岡山パブリックの在り方に大きな示唆を与えてくれたものと思います。また、全体会における水谷実行委員長の遍在地域に新人弁護士を派遣し、中堅弁護士を確保し、地域ネットワークの拠点となる都市型公設を目指す連携こそが持続可能性の条件であるとの報告は、極めて説得力を持つものでした。

最後の懇親会まで参加して盛り上がりましたが、私どもにとって一番感銘を受けたのは、この会の参加した若い弁護士の熱気、目を輝かせて真剣に討議する姿でした。今、若い弁護士の質の問題があちこちで議論されていますが、この交流会に参加した限り、まだまだ今後の弁護士は捨てたものではない、将来への夢、希望を感じさせてくれた一日でした。



懇親会で激励の言葉を下さる
岡山弁護士会河村会長



岡パブアピールタイム！
(マイクを握るのがボコボコにされずにすんだ弁護士 榎本)



懇親会・二次会と、話題は尽きず...

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 (岡山市勤労者福祉センター2F)

TEL:(086) 231-1141 FAX:(086) 803-3677

ホームページ <http://www.okayama-public-lo.jp/> E-mail info@okayama-public-lo.jp

- 津山支所.....〒708-0062 津山市京町73-2丹沢ビル2階 TEL : 0868-31-0035 FAX : 0868-31-0036
- 岡山大学内支所.....〒700-8530 岡山市北区津島中3丁目1-1 (岡山大学文化科学系 総合研究棟1階)
TEL : 086-898-1123 FAX : 086-898-1124

NOW! ブログ開設しました!

岡パブログ <http://okapub.blog136.fc2.com/>



CONTENTS 目次

- 生保ネット 1周年総会と無料一斉相談会.....P1
- ～更生保護シリーズ②～罪を犯した方の地域生活支援について.....P4
- 裁判員制度1年を迎えて…記念講演会『生涯被告「おっちゃん」の裁判』.....P6
- 第2回都市型公設事務所全国交流集会に参加して.....P8

生保ネット

1周年総会と無料一斉相談会

弁護士 吉田 智子

「せいほ」

この音を聞いて、何という言葉が略したものだと思いますか。岡山パブリックに入所したばかりの私の場合、「せいほ」という言葉を聞いて、とっさに脳内で変換された言葉は、「生命保険」でした。

しかし、岡山パブリックにおいて、「せいほ」といえば、それは「生活保護」のことです。それくらい、当事務所では、生活保護は業務と非常に密接な制度です。岡山パブリックに相談にいらっしゃる方々、当事務所で民事・刑事事件や後見事件を受任している方々にも、生活保護を現在受給中の方が、多数いらっしゃいます。

生活保護支援中国ネットワーク(略して生保ネット)は、中国5県の弁護士・司法書士が、生活保護に関する無料相談や同行申請等を行うネットワークです。

現在、岡山パブリックの事務局が、生保ネットの中国5県における配点業務を一手に担っています。相談者から直接電話を受け、聞き取りを行うことの大変さは、私が簡単に言い表せるようなものではありません。そのやり取りを聞く度に、本当に頭が下がります。生半可ではない、一人ひとりの頑張りによって生保ネットは支えられているのです。

(生保ネットについては、当事務所ニュースレター第8号に記事を掲載しています。 http://www.okayama-public-lo.jp/newsletter/pdf/nl08_20091026.pdf)

▶▶

それから、配点後の事務管理・とりまとめ等については、岡山パブリックと同じく都市型公設事務所である、広島みらい法律事務所が行っています。ひとつの事務所ではできない中国地方全体にわたるネットワークが構築・運営できているのも、このようなつながりがあるためです。

また、岡山パブリックの弁護士は、他の登録者と同様に相談の配点を受け、生活保護に関わる相談等に無料で応えています。

私の場合、最初の相談は弁護士登録後間もない時期でした。相談者はすでに生保受給中であり、引越費用を支給して欲しいという相談内容でした。しかし、事情を聞いても、いくら調べても、支給される要件に該当しません。他の弁護士の先生に相談しても、答えは変わりません。しかしそれを伝えても、法律はクソだと言われ、催促の電話がかかってきます。生活保護費の入った財布をなくして、家賃がもう払えないから、引越費用が出るだろうと言われます。電話をすれば揚げ足をとられます。そして幕引きは、相談者の住むアパートの貸し主からの電話でした。「次の引っ越し先が決まるまで、戻りません。連絡はここへ」と、電話番号と私の名前を張り紙してある、ということでした。この件で、私は寝ても覚めても相談者のことを考えるようになっていたわけなのですが、その後、新聞集金の電話がかかってきた時に、「こういうこともよくありますよ。」と明るく励ましていただいたことが、強く印象に残っています。

「よくあるんだ！」という衝撃は、ある意味岡山パブリックで仕事をする、ということの覚悟を私に突きつけてくれました。

前置きが非常に長くなりましたが、今回ご報告するのは、6月25日に行われた（１）生保ネットの一斉相談会と、7月3日に広島で行われた（２）生保ネット一周年総会です。

（１）生保ネットの一斉相談会

草の根の広報をしようという方針から、相談会の直前に、岡山パブリックの弁護士が総出で（水谷所長もです！）、仕事の合間をぬって、一部の者は迷子になりつつ、各地のネットカフェへ案内ビラ付きのティッシュを配りました。みな非常に忙しいなか、本当に困っている人たちに、どうかして手をさしのべたい、相談を待っているのではなく岡山パブリックが動かなければ、という一心でした。

そして相談会当日は、当事務所の水内弁護士、丹羽弁護士、中尾弁護士、西尾弁護士が13時から17時まで、合計10件の相談に対応しました。そのうち一つの相談について、相談を担当した丹羽弁護士にインタビューをしました。

————— どのような内容の相談がありましたか？

「相談者には自宅がなく、助けてくれる家族も友人もなく、どうしたらいいかわからない、という相談がありました。」

————— どのようなアドバイスをしたのですか？

「まず、自宅がなくホームレスであるという理由で、生活保護を拒否することはできないことを伝えました。そして、申請にそなえて本人が直接提示できるよう、資料を渡したうえで、本人申請についてのアドバイスをしました。」

————— その後、相談者は生活保護を受けられたのでしょうか？

「はい。私が渡していた資料を見せたら、生活保護申請が受理され、つなぎ資金の貸付も受けられて、生活保護を受給して賃貸住宅を借りられることになった、という連絡がありました。」

「ホームレスの方の、本人の努力によって、申請が受理され生保が受けられるようになったことは、大きな進歩です。車の問題など、問題は数多く残されていますが、さらなる前進のために私も努力したいと思います。」

今回、一斉相談会に口コミで相談に参加された方もいらっしゃいましたが、多かったのは、山陽新聞を見て来られた方（８名）でした。記事に取り上げていただいたことで、今回の無料相談会に参加できた方々が多数おられ、一斉相談会の相談から、実際に生活保護につなげることができたことは、当事務所にとって非常に嬉しいことです。記事に取り上げてくださったことを、この場をお借りしてお礼を申し上げます。弁護士が歩いて、駆け込み寺である岡山パブリックが動いて、困っている人たちに直接働きかけようとしています、やはりそこには限界があります。マスコミだけでなく、たくさんの方々にいつも助けていただいております。これを読まれた方にも、「生活保護でお困りの方がいらっしゃったら、生保ネットというのがあるらしいよ。」という話をしていただけますようお願いいたします。

（２）生保ネット一周年総会

小堺弁護士による配点状況報告、会員数・会計報告、活動報告、次年度活動方針報告、記念講演等が行われました。配点状況は、平成22年7月2日までの総配点数が230件で、その内訳としては、生活保護受給者からの相談が46件・生活保護を受給していない方からの相談が184件、判明しているところで男性相談者144件・女性83件、20代が13件・30代が38件・40代が49件・50代が52件・60代が53件・70代が9件・80代以上が2件で、配点先は広島79件、岡山120件、鳥取8件、島根1件、山口12件、県外2件でした。

立ち上げ1周年ということで「初めは相談の電話が来なかったらどうしようかと思っていたけれど、非常にたくさんの相談があった。」という報告や、「生保ネットに相談をした人が、今度は自分が誰かの助けになりたいと言って、本日の総会に参加してくれている。非常に嬉しい。」という報告がありました。

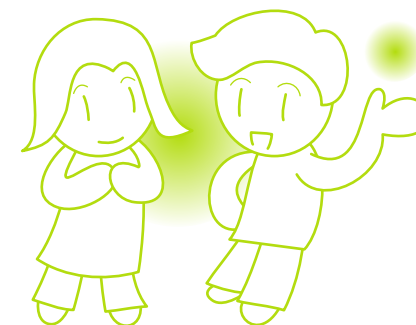
また、小堺弁護士が津山支所へ異動になったことから、配点担当事務局の後任を邊弁護士が務めることになりました。閉会挨拶は、生保ネット代表の水谷弁護士（岡山パブリック所長）が行いました。

総会に参加された方々は誰もがエネルギーで、生活保護制度を良くしよう、困っている人を助けたい、という思いが非常に強いと実感しました。

生保ネットに興味を持たれた方、生保ネットへの参加を、お待ちしております！

◇生保ネットに参加いただける専門家の方は
岡山パブリック法律事務所にお問い合わせ下さい。
弁護士法人岡山パブリック法律事務所
電話 086-231-1141

◇相談者専用フリーダイヤルはコチラ！
電話 0120-968-905
受付日時
月曜日～金曜日（祝日除く）
9：00～17：00（12：00～13：00 除く）



～更生保護シリーズ②～



罪を犯した方の地域生活支援について

事務局（社会福祉士）新名 雅樹 しんみょう まさき

1. 収監されている高齢者・障がい者の現状

さて、更生保護が必要な現状やその課題について前回お伝えしましたが、今回はそのおさらいとともに、新しい更生保護事業である「地域生活定着支援センター」についてお伝えします。

まず、厚生労働省の「社会・援護局」では、福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状について次のような数字を挙げています。

- ①親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障がいを抱え自立が困難な者は約1,000人（平成18年法務省特別調査）
- ②65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70％前後と、64歳以下の年齢層（60％前後）に比べて高い（法務省特別調査）
- ③65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる（平成19年版犯罪白書）
- ④調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名
- ⑤知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8％（平成18年法務省特別調査）

満期釈放に対して、前回も書きましたが仮釈放というものがあります。しかし、再犯の可能性があることや反省がないなど、その本人に何らかの問題があれば刑期満了まで収監され、仮釈放とはなりません。その本人が犯した罪を反省する、または二度と犯さないとと言っても障がいなどで十分に理解できていない場合、結果的には反省となっていないのですから刑期通りに満期まで収監され、満期釈放という状態になります。こうした高齢者や障がい者は出所しても、社会保障手続から再就労、住居探しなどを1人で行いにくい状態にあります。これはその当事者の障がいや疾患、年齢による就労の難しさ、親族等の支援者がいない事などが原因と考えられます。つまり、①の1,000人については、刑務所出所後に円滑に福祉サービス（例：障がい者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）へとつなぐための仕組みが必要なのです。出所後に円滑に福祉支援につなぎ、社会生活へスムーズに移行させるよう、福祉サービスや住居の設定、就労の確保などが出来るような仕組みが求められるわけです。

2. 「地域定着支援センター」とは

そこで、出所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」が都道府県の圏域ごとに1カ所設置されることが決まりました。これは厚生労働省の予算として計上され国の補助事業となり、実施主体を都道府県として行われます。都道府県の行政機関が実際に実施できない場合は、その都道府県内の社会福祉法人やNPO法人に運営の委託がなされます。

地域生活定着支援センターには次の2つの役割があります。

- ①出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う役割
 - ②出所予定者の福祉サービス利用の受入調整を行う役割
- 出所者は必ずしもその人が住んでいるところ、または帰る先の刑務所に収監される

わけではないため、県外刑務所からの出所者や、逆に県外へ帰住する出所者への調整が必要です。そこで、①については刑務所所在地において果たす役割であり、刑務所及び保護観察所との連携業務です。②については、福祉サービスの申請に始まり、受入先の福祉施設を探し、保護観察所とそれら施設との調整会議などを行うことが業務となります。

このような事前調整や連絡、協働がセンターの中心業務となりますから、こうした業務を行う専門職として社会福祉士（又は精神保健福祉士）の配置が予定されています。社会福祉士は法律上、「名称独占」といって特別な業務を独占する事はできず、その名を使うことだけが許される資格となっています。そのため、資格化され20年経つ中でこうしたセンターへ配置義務がなされること自体大変画期的なことであり、またセンター業務の特徴と言えます。

3. 地域定着支援センターだけでは支援は困難

しかし、こうした専門職支援が行われるとしても以下の幾つかの課題が考えられます。

- ①受入施設自体がこうした罪を犯した人をスムーズに受け入れるのか？
- ②受入施設で再犯の防止に向けた支援が可能であるか？
- ③施設で受け入れたとしても、地域社会はスムーズに受け入れることが可能か？

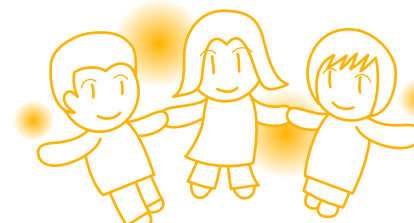
これらの課題を調整していくことが業務ではありますが、現行の福祉施設は多くが契約施設です。例えば、介護サービスを提供側が理由無く拒否する事は禁止されています。しかし、どのようにサービスを提供していけば、その本人が再犯せず、適切な環境で社会生活を送ること可能になるか、そういったノウハウが無い場合は支援が困難になることが予想されます。そうすると受入体制が無いことを理由に入所などの利用を断ることは十分に考えられます。また、今まで介護サービス等を適切に受けていなかった（もしくは受けられなかった）方への支援ですから、受ける本人もこうした福祉サービス利用になじみが無いことから、他者からの支援を受けながらの生活を送ることが難しい場合があります。さらに、地域社会の中で「犯罪者」であった人びとをスムーズに受け入れることは困難が予想されます。適切な再犯防止プログラムや支援方法の構築、罪を犯しにくい環境の整備、地域社会への啓発など様々な課題をクリアしていかなければ、いくら定着支援センターが普及したとしても十分な支援にならないのではないかと考えます。

すでに岡山パブリックでは執行猶予判決を受けた方をシェルター※¹でお引き受けし、次の転居先探しや社会保障手続支援、相談支援などを行っています。しかし彼らの多くは地域住民として暮らして行くには様々なハードルがあります。今後岡山パブリックとしても定着支援センターと協力しながら、どのような方法が良いのか、本当に手探りですが、地域の理解をも含めた支援策を目指して行ければと考えています。

※1 シェルター＝パブリック・シェルター（通称バブシェル）については、当事務所ニュース・レター第7号、第8号、第9号で紹介しています。

推薦します！

山本 譲司著「累犯障害者」新潮社 文庫価格 476円（別）
「私は、新名さんからこの本を薦められ読み、大変感銘を受けました。
皆さんにも是非読んでいただきたい1冊です。」
弁護士 水谷 賢



裁判員制度 1 年を迎えて… 記念講演会『生涯被告「おっちゃん」の裁判』

1980年。東京でのイソ弁生活を終え帰岡した水谷賢弁護士（現所長）は、国選弁護人として森本一昭さんに出会った。



水谷は驚いた。600円の窃盗をはたらいたというその事件、ろうあで、読み書きも手話も解しない森本さんが、「自白した」として起訴されたものだったのである。

「おっちゃんを裁くことができるのか？」

旧刑法40条を使わない、それは「人を裁くことの当否」そのものを問う裁判でもあった。

本書は、山陽放送の遊軍記者として偶然取材に赴いた曾根英二氏（現・阪南大学教授）が本件に出会い、上記裁判とそれに関わる人々を長年にわたり追いつけたドキュメントである。

去る7月17日、岡山シンフォニーホールで開催された「裁判員制度 1 周年記念講演会」においては、支援者中川一二三氏や水谷所長の講演のほか、当事務所の弁護士小堺義弘が終演の辞を述べた。ひとつの事件は終わりを迎えても、弁護活動における弁護士の信念と志が、時を経て引き継がれていくことを確信できた。以下に抄録する。



「おっちゃん」の裁判
出版記念講演会で
著者の曾根英二さん

～弁護士の孤独に光明を与えてくれる一冊～

私は、岡山パブリック法律事務所のイソ弁として、まだ1年半の経験しかない若輩者です。ちょうど事件が起こった1980年生まれですので、当然ながらこの事件のことは全く知りませんでした。

2年前、青森県での司法修習中、指導担当弁護士から就職予定の事務所の所長が誰か尋ねられ、水谷弁護士の名前を答えたところ、「ああ、刑法40条の裁判で長年闘った人か。そんな立派な弁護士のところで養成を受けるなら、間違いはないだろう」と言われて、初めてこの事件の存在を知りました。

すぐに判例を調べましたが、その時知ることができたのは、裁判の結果、すなわち最高裁が下した判決だけでした。それでも、最高裁の裁判官が悩み抜く姿を想像することはできました。

本書を読み、さらに多くのことを知りました。この業界に於いてはこの裁判は有名ではありますが、しかし19年の間に何があったのか、きちんと検証できている人は少ないはずです。本書は、困難な裁判をきちんと検証しており、特に、長年の闘いの背景には、支援者の姿（一緒に生活までするとは、驚きとしか言いようがない）、見守る人びとの姿があったということに、感銘を受けました。

弁護士は孤独であるとよく言われます。中でも国選弁護人は孤独なものであると、つたない経験

の中でいくつかの裁判を担当してみて自分自身感じていました。

本書は、こうした弁護士の孤独という悩みに、ひとつの光を与えてくれました。

司法試験に合格するまでにはたくさんの本を読みましたが、そこでは知り得なかったことを、この、とても読みやすい文体で書かれたたった一冊の本で、読み解くことができたのです。

この世界にいと、よく判例主義と言うことが言われます。しかし、弁護士としての活動は、前例のないことに悩むばかりです。判例があるのではないかと探しても、見つからないことが多い。どうしてこんな典型的な問題なのに、解決策が示されていないのか。多くの裁判官や弁護士が躊躇し、問題を避けてきているのではないかとさえ思います。

その上、法律問題は流動的で、状況が変われば弁護士の仕



同講演会の後半に
「裁判員制度 1 年を迎えて」の
講演をする弁護士 水谷賢
（岡山パブリック法律事務所 所長）

こさかいよしひろ
弁護士 小堺 義弘

事も変わるということを、この1年半で感じてきました。

解決に光を当ててくれる突破口として、ふたつのことがありました。

そのひとつは、「周囲の環境が変わること」。例えば、裁判員裁判のスタートです。先日も、児童虐待致死事件での執行猶予判決という、あまり前例のない判決が出ました。また例えば、岡山パブリックが採用した「シェルター」※1。これまでの刑事裁判とは違う弁護活動が、現実化しています。

もうひとつは、「個人の主張に真剣に向き合うこと」。おっちゃん裁判での水谷弁護士の活動は、こちらでしょう。

憲法13条前段には、「すべて国民は、個人として尊重される」とあります。水谷弁護士の活動は、憲法に規定されている個人の尊重ということ、個人の主張に真剣に向き合うということ、つまりは「当たり前のこと」をしたにすぎないのかもしれませんが。しかし、当たり前のことに直面したときに、これを当たり前のように実行するには大きなエネルギーが必要です。逃げ出したくなるものです。これを当たり前のように実行した弁護士がいる。そのこと自体が、我々の弁護活動の大きな励みとなるのです。

私も、まずはきちんと個人を尊重した、当たり

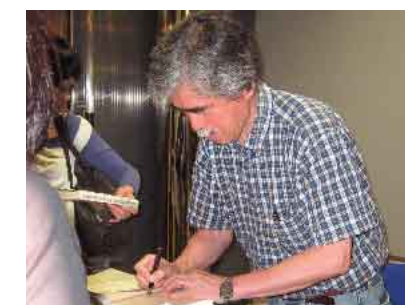
前の弁護活動を行いたい。その延長線上に、支援者とともに闘うような弁護活動も必ずあるのだと思います。

学生時代に本書に出会っていただければ、もっと確信を持って弁護活動に臨めたのではないかと悔いています。多くの司法関係者、特に、弁護士を目指す学生に目を通して欲しいと思いました。



「おっちゃん」を支援していた
中川一二三さん

※1 シェルター＝岡山パブリックが所有するシェルター（通称パブシェル）のこと。



講演会後にはサインを求める人で列ができました。

交流から連携へ～13公設事務所・137名が参集

平成22年6月12日土曜日、大阪のホテルコスモスクエア国際交流センターにて、「都市型公設事務所全国交流会」が挙行された。第2回を数える今回は、13公設事務所の弁護士・職員とその関係者及びOB・OGを含む総勢137名が集結。第1回の経験交流や討議の結果を踏まえて設置した5分科会（①財政問題 ②過疎地派遣～新人養成 ③刑事対応 ④弁護士と事務局の協働 ⑤地域ネットワークの構築に向けての取り組み）に分かれて活発な議論が交わされた。

全体会では、各分科会での討議内容が報告され、1. 偏在地域解消 2. 財政の健全化 3. 連携の強化 という3つの課題が明らかになり、さらに、1. 議論を継続し、さらに深めること 2. 人事交流の可能性を探り、試みること 3. 全国都市型公設事務所の共同行動について議論すること 4. 幹事会での討議の内容を公開し、より多くの弁護士、事務員、OB・OGも含めた討議ができるように努めることなどの取り組みが必要であるということが確認された。



13カ所の公設事務所とそのOBら、
総勢137名が集いました。



交流会実行委員長である弁護士 水谷 賢から
公設事務所が抱える課題達成に向けての
基調報告と問題提起



分科会では白熱した議論が交わされました。